

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証試験要領（第1版）の見直し（案）

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 （現行のページ／案のページ）	
<p>1. 汚泥発生量（減量化）の実証方法の変更</p> <p>○「汚泥発生量（減量化）」を実証する場合には、実証機関においてケースバイケースで計画し、水質の試験の種類（定期、日間、週間）を目安として、実証機関が決めることとなっている。しかし、汚泥の搬出量や搬出回数、さらに搬出する際のMLSS濃度などによる評価が原則になることも考えられる。</p> <p>このようなことから、実証機関で適切な方法により実施できるように変更する。</p> <p>○また、測定項目として、汚泥中のMLSSとなっているが、MLSSはSSも可能とする。</p>	<p>水質と異なり、例えば汚泥の搬出量や搬出回数等を参考として、試験の種類・採取頻度を定めることができるように、「4. 試料採取（1）の部分」を変更する。</p> <hr/> <p>測定項目として、汚泥中のMLSSについては、SSも可能となるように、「5. 試料採取水質分析等」の表9「主要な実証項目の分析方法」を変更する。</p> <p>汚泥中のMLSSまたはSSよりも、「不溶成分」の方が適当とも考えられる（注）。</p>	p.20	p.20
<p>2. 週間試験の省略（又は試験日数の削減）</p> <p>○「週間の水質試験」については、1日3回の試料採取を連続6日間（作業日が5日以下ではその日数）実施することとなっている。しかし、週間での汚濁負荷変動が小さい（毎日、一定量で同一の原料が投入され、生産される）ことが確認できる場合には、週間試験を</p>	<p>週間での汚濁負荷変動が小さいことが確認できる場合には、週間試験を省略（又は試験日数を削減）が可能なように「4. 試料採取（1）の部分」を変更する。</p>	p.20	p.20

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 (現行のページ/案のページ)	
<p>省略（又は試験日数の削減）することが可能と考えられる。</p> <p>このようなことから、実証機関において週間試験の省略等が可能になるように変更する。</p>			
<p>3. 試験結果報告書概要フォームへの「技術適用可能分野」の追加</p> <p>○「実証試験結果報告書概要フォーム」における「参考情報」の項目として、技術の適用可能分野（例えば、食品排水、厨房排水、染色排水、生活排水等）を追加すれば、厨房・食堂、食品工場等の食品系排水以外を扱うユーザーにも認識してもらえる。</p> <p>そこで、概要フォームにおける「参考情報」の項目として、技術の適用分野の記載を可能とする。</p>	<p>概要フォームにおける「参考情報」の項目として、技術の適用分野の記載欄を追加する。</p>	p.44	p.44
<p>4. 小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場等関係）名の変更</p> <p>○現在の試験要領は、「小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場等関係）」となっているが、分野の内容をわかりにくい。</p> <p>そこで、わかりやすくする観点から、厨房・食堂、食品工場を目立たなくし、染色工場等の他も含まれるのがわかるように、現在の試験要領のタイトルを変更する。</p>	<p>現在の試験要領のタイトルの（厨房・食堂、食品工場等関係）における（ ）内を削除する。</p> <hr/> <p>「1. 対象技術」中の「本実証試験要領の排水処理技術とは、小規模事業場（日排水量 50m³ 未満を想定）である厨房・食堂、食品工場等からの有機性排水」としている排水の例示に「染色工場の排水」を追加する。</p>	表紙	表紙
		p.1	p.1

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 (現行のページ/案のページ)	
<p>5. その他（語句の統一等）</p> <p>○現在のワーキンググループの名称は、「有機性排水処理技術ワーキンググループ会合」となっているが、実証試験要領は「小規模事業場向け有機性排水処理技術・・・」と「小規模事業場向け」という名称が付いている。</p> <p>そこで、ワーキンググループ名も試験要領に合わせるように変更する。</p> <p>○その他（語句の統一等）</p>	<p>例えば、「4.有機性排水処理技術ワーキンググループ」を「4.小規模事業場向け有機性排水処理技術ワーキンググループ」に変更する。</p>	目次	目次
	<p>例えば、「IV. 平成20年度環境技術実証事業検討会有機性排水処理技術ワーキンググループ設置要綱」について、「IV. 平成21年度環境技術実証事業検討会小規模事業場向け有機性排水処理技術ワーキンググループ設置要綱」に変更する。</p>	iv	iv

(注) 不溶成分

埋立処分に係る基準として、埋立地に適用されていることがある。その方法は、以下のとおりであり、SSと同様の測定方法である。

- ① 試料 a (g) を有姿のまま検液とし、孔径 1 μm のグラスファイバーフィルターペーパー (GFP) でろ過する。有姿の状態でもろ過できないものは、試料 10w/v%液を検液とし、振とう後 GFP でろ過する。
- ② GFP のろ過残留物を乾燥させ、その重量 e (g) を正確に求める。これを不溶成分の重量とする。
- ③ 「不溶成分(%) = e / a × 100」の式により、算出する。